

# 野々市市 農業委員会 だより

団 市農業委員会事務局（土木課内）  
☎ 227-6081 FAX 227-6253

## 農業委員会の主な役割

農業委員会は、農地の確保と利用の最適化など、農地に関する業務を行う行政委員会です。

### ①農地の確保と有効利用

- ・農地の貸し借り・売買・農地転用の審議

- ・農地の利用状況調査（農地のパトロール）

### ②農地などの利用の最適化

- ・農業の担い手に農地を集積・集約化
- ・遊休農地<sup>\*1</sup>の発生防止・解消
- ・市内で新しく農業に参入する人に対する支援

### ③農業の担い手の育成・確保

- ・農業の法人化、農業経営の合理化に対する支援
- ・農業一般に関する調査と情報提供

※ 1 耕作に使用されておらず、かつ今後も引き続き耕作の目的に使われる見込みのない農地

## 農業委員会での手続き

農地の貸し借り・売買を行う場合や、農地を宅地などの農地以外の用途に変更する「農地転用」を行う場合は、農業委員会での手続きを行う必要があります。

届出 随時受け付け

許可申請 毎月 10 日締め切り

※ 10 日が土日・祝日の場合は翌開庁日

市街化区域	農地を耕作目的で貸し借り・売買	農地転用	
		自分で使用	自分以外の人が使用
市街化区域	農地法第3条の許可申請	農地法第4条の届出	農地法第5条の届出
市街化調整区域	農地法第3条の許可申請、農地中間管理事業	農地法第4条の許可申請	農地法第5条の許可申請

## <登記地目を農地に変更した人へ>

登記地目を雑種地や宅地から農地に変更した場合は、農地台帳上農地以外の扱いとなっているため、農業委員会での手続き（現況確認願）が必要になります。詳しい手続きの方法は農業委員会まで問い合わせてください。

## 農業者年金～安心・豊かな老後を～

### 農業者年金の特徴

- ・積み立て方式で安心
- ・加入・脱退は自由
- ・保険料は全額社会保険料控除
- ・保険料はいつでも変更可能（月2万円～6万7千円）  
※ 35歳未満で認定農業者に該当しないなど、一定の要件を満たす人は月1万円から加入可。
- ・農業の担い手には保険料補助
- ・終身年金（80歳までの死亡一時金あり）

### 加入資格

- ・20歳以上60歳未満で国民年金第1号被保険者<sup>\*2</sup>もしくは60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者
- ・年間60日以上農業に従事する人

※ 2 日本国内在住で20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の人とその配偶者



農業に関する情報を分かりやすく届けます。生活に役立つ記事も充実しています。

発行日 毎週金曜日

購読料 紙版 月700円（税込み）  
電子版 月500円（税込み）

発行元 全国農業会議所



申し込みは  
市農業委員会  
事務局まで！